

令和 3 年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計補正予算

令和 3 年度熊本市の植木中央土地区画整理事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,717千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		311,744	△33,617	278,127
	10 一般会計繰入金	311,744	△33,617	278,127
30 市債		19,800	△13,100	6,700
	10 市債	19,800	△13,100	6,700
歳入合計		331,555	△46,717	284,838

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 土地区画整理費		111,653	△45,230	66,423
	10 土地区画整理費	111,653	△45,230	66,423
20 公債費		219,902	△1,487	218,415
	10 公債費	219,902	△1,487	218,415
歳出合計		331,555	△46,717	284,838

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 土地区画整理費	10 土地区画整理費	植木中央土地区画整理事業	14,750

第3表 地方債補正

(変更分)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
植木中央土地区画整理事業	19,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし市財政の都合により繰上げ償還することがある。	6,700				補正前に同じ
計	19,800				6,700				